

## 申請受付の概要

### 1 入札参加資格登録の概要

#### (1) 入札参加資格者名簿への登録

公共工事等の適正な施工を確保するためには、建設工事等の規模及び内容に応じ、必要な技術的能力を有する建設業者等を選定して建設工事等を発注する必要があります。

このことから、大阪府では発注する建設工事等を受注するにふさわしい建設業者等を選定するため、あらかじめ入札参加資格審査を行い、入札参加資格者名簿に登録する制度を実施しています。

大阪府の建設工事等の入札参加資格登録には、

「建設工事競争入札参加資格」

「測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格」

「建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格」

「経常建設共同企業体入札参加資格」があります。

各入札参加資格の概要は大阪府電子調達（電子入札）システムページをご覧ください。

<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/>

「大阪府電子調達（電子入札）システムページ」⇒「【建設工事等】の情報を調べる」

⇒「入札参加資格審査申請」⇒「入札参加資格登録の概要」

#### (2) 入札参加資格者名簿の公表

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第8条の規定により、入札参加資格者名簿を公表しています。

公表する内容は、商号又は名称、代表者氏名、所在地、電話・FAX番号、等級区分、総合点数等です。なお、名簿はインターネットにより大阪府電子調達（電子入札）システムページで公表しています。

[http://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/egovwww/GI1080\\_0510](http://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/egovwww/GI1080_0510)

#### (3) 申請内容等の公開

入札参加資格審査申請時の申請及び審査内容等については、入札参加資格審査事務及び契約事務にのみ使用しますが、他の自治体から照会があれば申請内容を提供することがあります。

また、大阪府情報公開条例によりその全部又は一部を公開することがあります。

### 2 今回受付を実施する入札参加資格審査申請の種別及び資格有効期間

平成31・32年度建設工事競争入札参加資格審査申請、平成31・32年度建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請の受付を次のとおり実施します。

平成31年度以降の競争入札に参加する者は、今回の申請をする必要があります。

なお、今回申請できなかった場合は、平成31年4月から実施する随時受付により申請することになります。

平成30・31年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請については、随時の受付を実施しています。

詳細は、大阪府電子調達（電子入札）システムページの申請案内をご覧ください。

#### (1) 建設工事競争入札参加資格

- ①平成31・32年度の入札参加資格を新規に申請する者
  - ②現在、入札参加資格がある者で、平成31・32年度の入札参加資格の更新を申請する者
  - ③資格有効期間：平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
- 詳細は、「建設工事競争入札参加資格」をご覧ください。

#### (2) 建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格

- ①平成31・32年度の入札参加資格を新規に申請する者
  - ②現在、入札参加資格がある者で、平成31・32年度の入札参加資格の更新を申請する者
  - ③資格有効期間：平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
- 詳細は、「建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格」をご覧ください。

### 3 申請期間

#### (1) 建設工事競争入札参加資格

##### 第1期申請期間

平成30年10月12日（金）から平成30年11月2日（金）まで

第1期申請期間内に資格審査に必要な経営事項審査結果通知書をお持ちの方は、必ず第1期申請期間に申請してください。

##### 第2期申請期間

平成30年11月26日（月）から平成30年12月21日（金）まで

資格審査に必要な経営事項審査の手続きの都合などにより、第1期申請期間に申請を行うことができない方は、第2期申請期間に申請してください。

#### (2) 建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格

平成30年10月12日（金）から平成33年3月29日（月）まで

## 4 申請方法

※すべてインターネットによる電子申請です。

大阪府電子調達（電子入札）システムページから、大阪府電子申請システムに必要な情報を入力・送信し、すみやかに添付書類を大阪府に提出（郵送または持参）してください。

添付書類は、申請案内または大阪府電子申請システムの郵送書類一覧で確認してください。

大阪府において、添付書類の内容を確認してから受付処理を行います。

### 【注意】

行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することは行政書士法により禁じられています。

※システムメンテナンス等の都合により電子申請ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、お手持ちのパソコンの不具合等によりインターネットに接続できない方は、大阪府に設置している事業者用パソコンを利用することができます。（予約が必要ですので、事前に大阪府までご連絡願います。）

## 5 審査結果および入札参加資格者名簿への登録

審査の結果は申請者に電子メールで通知するとともに、資格を認定された者は各資格者名簿に登録します。

## 6 問合せ先（土・日および祝日を除く）

(1) 電子申請システムの操作などについて

「ヘルプデスク」

電子申請システムの操作などについて、専用の電話相談窓口を設置しています。

初めて申請される方も安心して利用できるよう、専門知識を持った技術者がパソコンの各種設定や操作方法等についてアドバイスします。

電 話 06-4400-5180

応対時間 午前9時から午後5時30分まで

(2) 入札参加資格制度について

「大阪府 総務部 契約局 総務委託物品課 資格審査グループ」

電 話 06-6944-6429・6803

応対時間 午前9時から午後5時30分まで